



すぎ たに いく お
杉 谷 育 生

しん わ かい
津 和 会

危険な通学路の安全確保を早急に

問 市内の道路には危険な箇所がたくさんある。特に通学路の安全対策については、どう考えているのか。



答 津市通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者や警察等、関係者が集まって通学路の課題について検討し、その結果、必要に応じて合同点検を実施していく。また、対策を行った結果、どのような効果があったのか、どんな課題があったのかをしっかりと検証して、次につなげていくためにPDCAサイクルを循環させ、通学路の改善に取り組んでいく。ただ、対策に緊急度や優先度があれば、学校と協議する中で順次実施していく。

また、通学路上の課題については、交通規制や道路管理に関わるもの、また、学校や教育委員会に関わるものがあるため、どこが適切に対応できるのか考えて取り組んでいく。

●その他の質疑・質問●

- 大規模放課後児童クラブの対策を
- 芸濃小学校の教室の増設を
- 認定こども園について
 - 1号認定の子どもは年度途中に2号認定に変更できないのか
 - 臨時職員を含む職員の方向付けは
- 計画のある公共用地を、なぜ民間施設に貸し付けるのか
- 交通安全について など



▲子どもたちにとって危険な通学路



とよ だ みつ はる
豊 田 光 治

にほんきょうさんとうつしぎだん
日本共産党津市議団

開発事業に関しては開発要綱の趣旨を生かせ

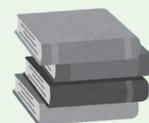
問 現在、津市殿村の国道163号と市道小舟殿村第2号線の交差点近くで、既に農地転用がなされ、ガソリンスタンドの建設工事が進められている。市道の方は、道路幅は狭いが車の交通量は多く、小中高生の通学路になっていることや地元のごみの集積場もあって大変危険だとの声も上がっている。

開発許可の前に、地元への説明など、きちんと行ったのか。

答 今回の開発事業では、開発事業者において関係自治会と隣接地権者への事前説明がなされた旨、報告を受けている。都市計画法上、開発しようとする土地の所有者や開発行為の妨げとなる抵当権者等からの同意は必要となるが、開発地周辺関係者への同意は必要とされていない。ただ、国の開発許可制度運用指針では、開発事業者に対し、開発地周辺関係者等とのトラブルの未然防止の観点から、開発許可手続きとは別に、説明・調整を行うよう、指導することとされており、また、同様の通知が県からも出ている。このことから、津市では、津市開発事業に関する指導要綱に基づき、開発事業者に対し、関係自治会や隣接地権者等へ事業計画を説明し、理解を得るよう、指導している。

●その他の質疑・質問●

- アスベスト飛散防止について、民間の解体事業の情報を市は把握しているのか
- 税金などの滞納差し押さえについては、事後にも滞納者に詳細説明を
- 津市史編さんに着手を



▲国道163号と市道小舟殿村第2号線交差点付近